

保育料等及び保育必要量について

1. 保育料の決定について

保育料は、保護者の市区町村民税所得割額、保育の利用時間(保育必要量)に基づき決定します。金額については別紙『利用者負担額一覧表』をご参照ください。

3歳児クラス以上のすべての児童及び0歳から2歳児クラスまでの市区町村民税非課税世帯の児童の保育料は無料です。ただし、給食料(3歳児クラス以上で発生する主食費及び副食費)及び延長保育料などの費用や、実費が発生する場合があります。詳しくは「4. 保育料以外の費用について」をご確認ください。

2. 保育料及び副食費免除対象者の算定・判定方法

保育料は下表のとおり年度に2回(4月と9月)算定するため、年度途中で保育料が変わることがあります。

	令和4年					令和5年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定基準	令和3(2021)年度市区町村民税の所得割 (令和2年中の収入)					令和4(2022)年度市区町村民税に基づく所得割 (令和3年中の収入)						
基準日	令和3年(2021年)1月1日					令和4年(2022年)1月1日						

- * 世帯員それぞれの市区町村民税の所得割額の合算により、保育料を算定します。ただし、生計の中心でない祖父母等が同居している世帯については、祖父母等の税額は除外します。
- * 市区町村民税における住宅借入金等特別控除や寄付金控除等は、控除前の額で保育料を算定します。
- * 児童の父母に生計を維持するうえでの収入がないと判断されるとき、または児童の父母が児童の祖父母に扶養されている(父母の収入に関係なく所得税及び住民税課税上の扶養親族となっている)場合、児童の祖父母等の税額も算定対象とします。
- * 海外での収入のあるかたは、対象年の年収の額(税や保険料等の控除前の額)が分かる書類の提出が必要です。

【注意事項】

- * 自営業等で税務署への申告に該当しないかたであっても、市区町村への申告は必要です。所得が未申告のかたは、申告状況をご確認のうえ、必ず期日までに、上表の基準日時点にお住まいの市区町村への申告を行ってください。
- * **書類未提出や未申告などにより市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。また、3歳児クラス以上の児童の給食料のうち副食費は、免除対象者であっても免除対象外となります。**
- * 上表の基準日時点において箕面市に住居登録がない等の理由により税額が確認できない場合、マイナンバー(個人番号)による情報連携で税額の確認を行います。ただし、マイナンバー(個人番号)による情報連携ができない場合やマイナンバー(個人番号)による照会を希望しない場合は、ご相談ください。
- * 生活保護受給中のかたは、「教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書」の「生活保護受給世帯」の欄にご記入のうえ、生活保護受給証明書をご提出ください。

3. 保育料の軽減について

①多子世帯の保育料の軽減

- (1)市区町村民税所得割額が77,100円以下の場合、生計が同一の兄弟(成年に達している子を含む)から数えて、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- (2)市区町村民税所得割額が77,100円以上の場合、未就学の在園児(※1)である兄弟から数えて、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(※1)未就学の在園児とは、幼稚園、保育園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、児童発達支援・医療型児童発達支援施設、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援等に在園する児童のことです。

入園申込みを行う児童に上記施設へ入園予定の兄弟がいる場合、または他市から転入予定ですでに私立幼稚園等に通園しており転入後も引き続き同じ私立幼稚園等に通園予定の兄弟がいる場合は、**在園証明、入園許可証、入園金を振り込んだことが分かる領収書のうちいずれか**をご提出ください。兄弟の在籍状況に変更があった場合は、必ず子ども総合窓口へご連絡ください。

なお、私立幼稚園に在籍中の場合や、公立幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業所に在籍する兄弟の場合は市で在籍が確認できるため、証明の提出は不要です。

②ひとり親世帯等の保育料の軽減（所得制限あり）

(1)ひとり親世帯等(※)で市区町村民税所得割額が77,100円以下の場合、「利用者負担額一覧表」のB2階層(市区町村民税非課税世帯)並みに軽減され、保育料は無料です。

(2)ひとり親世帯等(※)で市区町村民税非課税世帯(B1階層)の場合、兄弟の有無に関わらず、保育料は無料です。

ただし、(1)(2)いずれの場合も、別途発生する費用があるため、詳しくは「4. 保育料以外の費用について」をご確認ください。

(※2)ひとり親世帯等とは、次の(ア)～(ウ)に該当する世帯を対象とし、市が調査のうえ認定します。

(ア) ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のいないかたで、現に児童を扶養しており、児童扶養手当の認定を受けているまたは遺族年金を受給している世帯。

(イ) 在宅障害児(者)のおられる世帯

次のいずれかに該当する世帯。該当する**手帳等の写しをご提出ください。**

- ・身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けているかた
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けているかた
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律の定める特別児童扶養手当の支給を受けているかた
- ・国民年金法の規定により障害基礎年金を受けているかた

(ウ) その他

生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると教育長が認める世帯

【注意事項】

B1階層の認定に際しては、厚生労働省及び大阪府の指導により保育料算定の対象となる保護者・扶養義務者の範囲について以下のとおり実施します。

- ・生計維持の状況等の確認を行い、父または母に生計を維持する収入(おおむね年間103万円以上)が見込めない場合は、児童の祖父母等の課税状況に基づき保育料の算定を行います。
- ・生計維持の確認については、**直近3か月の給与明細の写しや銀行口座の通帳の写しを提出していただきます。**
- ・児童の保護者が児童の祖父母に扶養されている場合は、父母の収入に関係なく祖父母の税額も算定対象とします。

③児童の疾病等による欠席

児童の疾病等により、医師の指示でその月において連続して15日以上欠席された場合は、その月の保育料(3歳児クラス以上の児童については、給食料)は半額になります。(欠席届に診断書等を添えて、**登園後1か月以内に子ども総合窓口にご提出ください。**里帰り出産など保護者の判断による欠席は、減免の対象となりません。)

1か月以上の欠席となる場合は、先に欠席届等の提出を依頼することがあります。

④その他

災害、会社の倒産、長期にわたる保護者の傷病など特別な事情により前年と比べて著しく収入が減少したり、不時のやむを得ない支出が必要になるなどして、保育料の支払いが困難な場合には、分納、または減免できる場合があります。詳しくは子ども総合窓口にご相談ください。

4. 保育料以外の費用について

①給食料（主食費及び副食費）

- ・3歳児クラス以上の児童に発生します。
- ・主食費とは、ごはんやパンの費用、副食費とは、おかずやおやつ等の費用のことです。
- ・保育園は月額5,500円（内訳は、1,000円（主食費）＋4,500円（副食費））、認定こども園は各保育施設の定める金額となります。
- ・公立保育所は市が徴収します。公立保育所以外は、各施設の指示に従ってお支払いください。
- ・副食費については、生活保護受給世帯等（「6. その他留意事項」(4)の生活保護世帯等）、市民税所得割額が77,100円以下の世帯及び第3子以降（世帯のなかの就学前児童のみを数える）は無料です。第2子の副食費の軽減はありません（半額ではありません）。税額が確認できない場合は免除対象となりません。また、免除対象となった場合でも「2. 保育料及び副食費免除対象者の算定・判定方法」に記載されている年に2回の算定により免除対象外となった場合は、お支払いいただく必要があります。

②延長保育料

- ・延長保育の利用に応じて費用が発生します。
- ・料金については、裏面の「延長保育料の料金設定」をご覧ください。
- ・延長保育料のお支払いについては、公立保育所は市が徴収します。公立保育所以外は、各保育施設の指示に従ってお支払いください。

③その他の費用

- ・上記以外に、保育施設によって制服や体操服等の購入が必要な場合があります。
- ・認定こども園では入園料や教育充実費の負担がありますので、必ず各園で説明を受けてください。

5. 保育料等のお支払いについて

保育園の保育料は、毎月末に口座引き落としによるお支払いになります。（口座振替の手続きが必要です。）認定こども園、小規模保育施設及び事業所内保育施設の保育料は、各施設の示す期限・方法で直接施設へお支払いください。

6. その他留意事項

- (1)税の還付・修正申告等により年の途中で税額更正があった場合や保護者の離婚、再婚など家庭状況に異動があった場合、保育料が変更になる場合があります。速やかに子ども総合窓口へ届け出てください。
- (2)保育料の変更や給食料（副食費のみ）の免除対象者の判定について、遡って手続きはできません。届け出のあった翌月からの変更及び判定となります。
- (3)退園する場合は、**退所届の提出が必要**です。提出がなかったり、遅れた場合、実際の利用状況にかかわらず保育料が発生しますので、速やかに手続きをしてください。なお、月の15日までに退園した場合、保育料（3歳児クラス以上の児童については、給食料）は半額となります。
- (4)利用者負担額一覧表の「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である世帯を言います。

7. 保育料の滞納があった場合

保育料を滞納した場合、督促手数料及び延滞金が課せられます。お支払い漏れのないようご注意ください。

保育園の安定的な運営及び保育料を期限内に支払われている保護者との公平性の観点から、滞納対策の強化を行っています。正当な理由なくお支払いを放置されている場合はお支払いの意思がないものとみなし、「児童手当から保育料を直接徴収」や、「滞納処分を前提とした勤務先への給与照会等の手続き」などを行います。認定こども園、地域型保育事業所についても、必ず各保育施設の示す納期限内にお支払いください。

8. 保育必要量について

保育必要量とは、保育認定にかかる児童が、保育施設を利用できる時間を示すもので、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等に合わせて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。どちらの区分でも、保育を受けることができるのは原則、実際の父母の就労や通勤等で保育が必要な日時のみになります。(育児休業中や求職中などの場合は、利用時間の短縮にご協力をお願いします。)

保育必要量	該当するかた	保育が利用できる時間
保育標準時間 7:30～18:30	1か月の勤務時間が概ね120時間以上である 通勤時間＋勤務時間が保育短時間の利用時間帯(9時から17時まで)を超えることが常態的である	7:30から18:30までのうち、保育の必要な時間、保育施設を利用できます。ただし、18:31以降も保育が必要な場合は、延長保育が利用できます。
保育短時間 9:00～17:00	1か月の勤務時間が概ね120時間未満のかた(通勤時間＋勤務時間が保育短時間の利用時間帯(9時から17時まで)を超えることが常態的である場合は保育標準時間です。) 育児休業中で継続利用のかた 求職活動中のかた	9:00から17:00までのうち、保育の必要な時間、保育施設を利用できます。ただし、17:01以降も保育が必要な場合は、延長保育が利用できます。

- 延長保育の利用に際しては、延長保育料が発生します。
- 1か月の勤務時間が120時間未満の場合でも、勤務時間・通勤時間帯により延長保育の時間帯の利用が常態的と判断される場合は、保育標準時間と認定します。
- 疾病・介護・災害の復旧等の理由で保育を必要とする場合は、各家庭の個別の状況から判断したうえで認定します。
- 保育必要量の認定変更が必要な場合は、前月15日までに子ども総合窓口へ持参または郵送で申請してください。

延長保育料の料金設定

	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30
保育標準時間認定	延長保育	保育標準時間認定のかたの利用可能な時間帯								230円	120円
保育短時間認定	延長保育				保育短時間認定のかたの利用可能な時間帯			延長保育	230円	230円	120円

- ※第2子は約半額(19:00まで30分ごとに・・・110円 19:01から19:30まで・・・60円)、第3子以降は無料です。
- ※市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子は約半額(110円)、第2子以降は無料です。
- ※生活保護世帯や市区町村民税非課税世帯等は延長保育料も無料です。
- ※認定こども園の場合は、それぞれの園で利用時間帯と延長保育料が設定されます。
- ※19:01以降の延長保育は、一部の園のみで実施。
- ※19:00まで開園している保育施設1月あたりの延長保育料の上限は、3,910円です。
- ※19:30まで開園している保育施設1月あたりの延長保育料の上限は、5,950円です。